

居宅介護支援重要事項説明書

< 令和 6 年 4 月 1 日 >

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 奉優会
法人 所在地	東京都世田谷区駒沢 1-4-15 真井ビル 5 階
法 人 種 別	社会福祉法人（社会福祉法 22 条）
代表者 氏名	理事長 香取 寛
電 話 番 号	03-5712-3770

2. 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

3. 概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	奉優会 久末居宅介護支援センター
所在地	神奈川県川崎市高津区東野川 2-33-7 コーポ吉澤 2 F
電話番号/FAX	044-797-6532 / 044-797-6533
介護保険指定番号	1475302228
サービス提供地域	高津区・宮前区・中原区の一部 久末、東野川、蟹ヶ谷、子母口、千年、千年新町、明津、南野川、西野川、野川本町等（その他、隣接地域は応相談）

(2) 職員体制

従業員の職種	区分	業務内容	人数
管理者	常勤	事業所の運営および業務全般の管理	1 名
主任介護支援専門員 (管理者含)	常勤	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1 名以上
介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1 名以上

(3) 営業時間

月～金曜日 午前9時00分から午後6時00分

(土・日、祝日及び国民の休日、12月29日～1月3日を除く)

午後6時以降、翌9時まで転送電話にて24時間体制にて受付

(4) 居宅介護支援サービスの実施概要

事 項	備 考
課題分析の方法	居宅サービス計画ガイドラインを使用し、厚生省の標準課題項目に準じて月に1回（※要件を満たしていれば2か月に1回）居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う。
研 修 の 参 加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加
担当者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能

※要件 ア 利用者の同意を得ること。

イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

① 利用者の状態が安定していること。

② 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。

③ テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。

(5) 利用料金及び居宅介護支援費

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

(注) 保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて所定の金額をいただき、奉優会からサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を後日市区町村等の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。なお、上記の金額が、介護報酬の関連法令・通知等の改正により、変更された場合には、改訂後の金額をいただきます。

(*) 法定代理受領とは、保険者たる市区町村等が、サービスを受けたご利用者（被保険者）に代わって、サービスを提供した事業者や施設に対して保険負担分の費用を支払うことにより、被保険者に給付を行ったとみなすことをいいます。

・ 居宅介護支援費 I

居宅介護支援費（Ⅰ）	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が1～45件未満	要介護1・2	1,086単位	12,076円
		要介護3・4・5	1,411単位	15,690円
居宅介護支援費（Ⅱ）	介護支援専門員1人あたりの	要介護1・2	544単位	6,049円

	担当件数が 45～60 件未満	要介護 3・4・5	704 単位	7,828 円
居宅介護支援費(Ⅲ)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 60 件以上	要介護 1・2	326 単位	3,625 円
		要介護 3・4・5	422 単位	4,692 円

・居宅介護支援費Ⅱ（ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置）

居宅介護支援費(Ⅰ)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 1～50 件未満	要介護 1・2	1,086 単位	12,076 円
		要介護 3・4・5	1,411 単位	15,690 円
居宅介護支援費(Ⅱ)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 50～60 件未満	要介護 1・2	527 単位	5,860 円
		要介護 3・4・5	683 単位	7,594 円
居宅介護支援費(Ⅲ)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 60 件以上	要介護 1・2	316 単位	3,513 円
		要介護 3・4・5	410 単位	4,559 円

(6) 利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・ 指定地域密着型通所介護・指定福 祉用具貸与)	1 月につき 200 単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できて いない場合 運営基準減算が 2 月以上継続して いる場合、居宅介護支援費Ⅱ(Ⅰ)は 算定できない	居宅介護支援費Ⅱ(Ⅰ) の単位数の 50%に減算

(7) 特定事業所加算

算定要件		加算Ⅰ 519 単位	加算Ⅱ 421 単位	加算Ⅲ 323 単位	加算 A 114 単位	特定事業所 医療介護 連携加算 125 単位
		5,771 円	4,681 円	3,591 円	1,267 円	1,390 円
①	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配 置していること	○	○	○	○	
②	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 2 名 以上配置していること	○				
③	常勤かつ専従の介護支援専門員を 3 名以 上配置していること	○	○			
④	常勤かつ専従の介護支援専門員を 2 名以 上配置していること	○	○	○		

⑤	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的を開催すること	○	○	○	○	
⑥	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ (連携可)	
⑦	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護 3～要介護 5 である者が 4 割以上であること	○				
⑧	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○	○	○	
⑨	地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○	
⑩	地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○	
⑪	運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○	
⑫	介護支援専門員 1 人あたりの利用者の平均件数が 45 件以上でないこと（居宅介護支援費Ⅱを算定している場合は 50 名未満）	○	○	○	○	
⑬	介護支援専門員実務研修における実習等に協力または協力体制を確保	○	○	○	○ (連携可)	
⑭	他法人と共同で事例検討会、研修会等を実施	○	○	○	○ (連携可)	
⑮	必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援する介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、自発的な活動によるサービス等が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している	○	○	○		
⑯	ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している	○	○	○	○	○
⑰	前々年度の三月から前年度の二月迄の間、退院退所加算の算定における病院及び介護保険施設との連携の回数の合計が 35 回以上であること					○
⑱	前々年度の三月から前年度の二月までの間においてターミナルケア加算を 15 回以上算定している事					○

⑭	特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定している事					○
---	-------------------------------	--	--	--	--	---

(8) 加算について

初 回 加 算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位	3,336 円
通院時情報連携加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際、に同席し、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合。（月 1 回の算定）	50 単位	556 円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合 ※ 入院日以前の情報提供を含む。 ※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。	250 単位	2,780 円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合 ※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。	200 単位	2,224 円
イ）退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位	5,004 円
ロ）退院・退所加算（Ⅰ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600 単位	6,672 円
ハ）退院・退所加算（Ⅱ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位	6,672 円
ニ）退院・退所加算（Ⅱ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによる	750 単位	8,340 円
ホ）退院・退所加算（Ⅲ）	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによる	900 単位	10,008 円
ターミナル ケアマネジメント加算	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合	400 単位	4,448 円
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位	2,224 円

※サービス実施記録の複写サービスが必要な場合は実費をいただきます。

4. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1) 当事業所相談窓口

相談窓口	奉優会 久末居宅介護支援センター
担当者	管理者 菅野憲子
電話番号	044-797-6532
対応時間	月曜～金曜日 受付時間 午前9時00分～午後6時00分

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者およびサービス事業所から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

(3) 苦情があったサービス事業所に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

(4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

外部苦情相談窓口

神奈川県国民健康保険団体 連合会介護苦情相談課	電話 番号	045-329-3447
	ファックス番号	*苦情相談課直通 FAX 設置なし
高津区役所高齢・障害課 高齢者支援係	電話 番号	044-861-3269
	ファックス番号	044-861-3249
宮前区役所高齢・障害課 高齢者支援係	電話 番号	044-856-3242
	ファックス番号	044-856-3163
中原区役所高齢・障害課 高齢者支援係	電話 番号	044-744-3217
	ファックス番号	044-744-3345

5. 事故発生時の対応

事業所の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業所から連絡があった場合は、下記のとおり対応を致します。

①事故発生の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに区市町村（保険者）に報告します。

②処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村

(保険者)に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

6. 緊急時の対応方法

事業所はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

7. 主治の医師および医療機関等との連絡

事業所は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- ①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ②また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。
- ③医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付いたします。

8. 秘密の保持

- ①事業所は、介護支援専門員及び事業所の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ②事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- ③事業所は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

<同意をいただく個人情報利用目的の範囲について>

- ・社会福祉法人奉優会が、ご利用者からの依頼に基づいた各種サービスを提供する為の利用。
- ・提供したサービスに対する請求業務などの介護保険事務での利用。
- ・サービス提供に係わる、主治医・施設・事業所等への必要な情報の提供。
- ・ご利用者からのご依頼に基づいた適正なサービスを提供するための、他サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議）、照会への回答。
- ・奉優会からのサービス等のご案内をするための利用。
- ・奉優会からのサービス向上を目的としたアンケートの依頼をするための利用。
- ・行政機関等からの要求で、法令上応じることが義務付けられている事項に対する利用。
- ・その他、特に目的を特定の上、同意を得て収集した個人情報については、その特定した利用目的に沿う利用。

9. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- ①利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
 - ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
 - ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
 - ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- ②日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

10. 暫定的な居宅介護支援

- ①ご利用者が受ける要介護認定の結果が未認定な場合には、ご利用者の状態等を十分勘案して暫定的な居宅サービス計画（以下「暫定居宅サービス計画」といいます。）を作成します。
- ②暫定居宅サービス計画を作成する際には、保険給付の対象にならない費用が生じる場合があることを十分にご利用者及びご家族に説明します。

11. 虐待防止のための措置に関する事項

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的開催し、従業者へ周知徹底
- ②虐待防止の指針を整備
- ③従業者への虐待防止のための研修の定期的実施
- ④上記措置を実施するための担当者の設置
- ⑤事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

12. 身体拘束等の適正化推進

当事業所は、身体拘束等の適正化を推進するため、次に掲げる措置を講じる。

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

13. 業務継続計画の策定

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施

するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続画）を策定します。

② 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

当事業所は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。この証として本書2通を作成し、利用者、事業所が記名の上、各自1通を保有するものとします。

令和 7 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業所名 奉優会 久末居宅介護支援センター

所在地 神奈川県川崎市高津区東野川2-33-7コーポ吉澤2F

説明者

私は本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所 神奈川県川崎市

氏名

代理人

住所

氏名

続柄（ ）

申請代行委任状

利用者及びその家族は、次に定める条件にあつて、必要最低限の範囲内で要介護認定等の申請代행을希望します。

1. 申請代行の理由

利用者及びその家族等が申請書を提出することが困難な場合であつて申請代행을依頼された場合

2. 申請代行する書類等の範囲

- ・ 要介護認定更新・変更申請書
- ・ その他()

3. 申請代行を行なう期間

- (1) 居宅介護支援契約の契約締結の日から、利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日
- (2) 契約満了日の7日前までに、利用者から事業所に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新される

令和 7 年 月 日

利 用 者 _____

代 理 人 _____ 続柄 ()